

## 平成 25 年度第 2 回長野県中小企業振興審議会 議事録（要旨）

日時 平成 25 年 12 月 26 日（木）  
14:00～16:00  
場所 長野県庁本館棟特別会議室

### 1 開 会

（青木 産業政策課企画幹）

平成 25 年度第 2 回長野県中小企業振興審議会を開会する。

本日は 13 名の委員の出席により、長野県中小企業振興審議会条例の規定による過半数の定足数を満たし、会議は成立していることを報告する。

### 2 あいさつ

（市川 会長）

本日は年末の大変御多忙の中、御出席いただき感謝申し上げます。

今年度最後の審議会ということで、昨年度から検討を行ってきた「中小企業振興条例」の条文案について意見をいただきたい。

この条例案については、本年 6 月の審議会において委員各位に「骨子案」を審議いただいた。その後 7 月から事務局において、パブリックコメントや経済団体との意見交換、また地域の方々の意見、中小企業関係団体の意見をお聞きした。

さらに 10 月には、条例検討部会の場で、小澤部会長をはじめ 5 名の委員により条文素案を審議いただき御礼申し上げます。

そして本日は、いよいよ実際の条文の形をとった「条文案」をお示しし、御意見を賜りたい。

現在、長野県経済は一部に弱さが残るものの、回復に向けた動きがみられるところ。この動きをさらに確かなものとしていくために、中小企業の振興施策は大変重要と考えている。そうした中で、施策のバックボーンとなるこの条例の制定の意義や、これに寄せられる期待は大きいと考えている。

この条例を長野県の中小企業の振興により役立つものとするために、本日の会議においては忌憚ない前向きな御意見をいただきたい。

### 3 議 事

#### 長野県中小企業振興条例の条文案について

（青木 産業政策課企画幹）

議長は条例の規定により市川会長にお願いする。

（市川 会長）

本日は長野県中小企業振興条例の条文案について議事を行う。

本件については 6 月の第 1 回審議会において「骨子案」の検討をいただいた。その後 10 月に、条例検討部会で「条文の素案」について 5 名の委員に検討いただいたとこ

る。そして本日、これらの検討を踏まえ、「条文案」について御審議をお願いしたい。それでは、はじめに、10月の条例検討部会における検討状況について、部会長の小澤委員から概要を説明願いたい。

(小澤 部会長)

資料2により説明。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

資料1 資料3 資料5 資料6及び参考資料(体系図)により説明。

(市川 会長)

それでは意見をいただきたい。部会員からの追加意見や、部会に参加しなかった委員から新しい意見等をいただければありがたい。

(両澤 委員)

前は県民との関係、子どもたちとの関係で意見を出した。この前文は、何のための条例かということ非常に格調高く簡潔に示してある。長野県の未来を切り開いていくというミッションを意識して書いてある。

このような前文、ストーリーがあって、県民は自らが為すことを考えるのだと思う。

消費者団体では新しい条例ができると学習会を開くが、まず前文を見て方向性を学ぶので、このような前文ができたことをとてもありがたく思う。

(五味 委員)

資料3の本県の特徴で、商工団体等への加入促進とあるが、団体を辞める人たちが非常に多いので、我々としては非常に苦慮している。地域における団体への加入率がこれまで高かったのが、だんだん下がってきて地域貢献がしにくくなってきている。団体に入るように言っても、何の世話にもなっていないし、入ってもメリットがないなどと言われる。我々としては加入による地域貢献が大きいと思うのだが。

そこで、この条例はこのように少しでも加入促進が行われるような形にさせていただいたので、非常にありがたい。

もう1つは、長いデフレの中で、機械産業等いろいろなパーツの組み合わせを行って機械を作っていくが、その重要部品を作る小規模事業者が受注生産の形になってしまって、だんだん辞めていく。我々も部品調達に困っている。最終的には、行きたくはないが、結果的に中国を頼る状況。コピーメーカーがあって、必ず世界中のものがあるので、そのものを使わざるを得ない状況。

そういうことも踏まえて、立派な仕事をしている中小企業の人たちが何とか消えないような施策をお願いしたい。この条例を見たところ、全体的にそういうものは入っていると思うが、是非、長野県ではそういうものを大事に育ててほしいと思っている。

(萩本 委員)

私も団体のメンバー減に苦慮している1人であるが、一方で、この文章の中にも何遍もイノベーションという言葉が使われている。そのイノベーションをどうやって起こすかといえば、規制緩和しかないと思う。

既存組織を出て行かざるを得ない人たちがいることを認めなくてはいけないと思う。そこへ無理やり引き込むというのは、規制緩和ではなく逆に規制の上重ねになるのではないか。この文章全体を見ると、イノベーションという言葉は多用されているが、実は規制をそこに上重ねしている可能性もあるという印象を受ける。

したがって、現存する諸団体そのものが、もう1回スクラップ・アンド・ビルドしないと、その減少傾向に歯止めがかからないのではないか。それこそをイノベーションしないとだめなのではないかという感じを持っている。

(五味 委員)

そのとおりだと思う。いろんな団体でこれから改革を進めながらやっていくということになると思う。

(三浦 委員)

大学、教育機関の立場で少し気になったのは、素案の第9条で「人材の育成」ということが書いてあったが、今、国でも社会人の学び直しを、日本の活性化のための1つの大きな柱に挙げている。

そういう意味では、もちろん研究開発が一番大事なミッションだが、大学を出た人で一度企業に入った人が、最先端の技術や情報を学び直すということが、イノベーションの人材という意味では大事であり、そのような意味での人材育成というところが少し弱くなったのかなあ、という感じ。

第24条の人材育成は、どちらかというと専門学校を卒業した人たちの人材供給を意識しているような感じがする。中国などと競争していくためには高度な人材を育成していけないと勝てない、そういう視点がほしい。

(水本 委員)

部会の方で検討したが、確かに少しレベルが低いと今、感じたところ。もう少しレベルの高い表現にしてもよかったかと思う。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

教育機関の役割については、第8条で教育機関等の役割で、社会人の学び直しや高度人材育成等については、今の規定では少し弱いと思う。あと、関係する箇所は第24条となると思うので、今の意見を踏まえ修正を検討したい。

(市川 会長)

重要な項目なので、是非検討、加筆をお願いしたい。

(中村 委員)

今回の案は、大企業者の役割とか、様々な機関の連携ということが、例えば第3条第6号に明確に書かれており、いろいろな地域の総合力を出そうという姿勢が非常に見える積極的なものと理解している。

そういう立場からすると違和感があるところが2箇所ある。

1つは新しい案の第19条の「商店街の活性化」、地域の経済循環を活性化させることや、中心市街地の活性化という観点からすると、商店街の問題だけなのかという議論があると思う。

今、全国で中心市街地の問題を議論する場合、例えば典型的には都心部の地方百貨店はどうなるのか、大型店舗のテナントが出ていることがどう中心市街地の衰退に影響を与えるのか、といった議論が非常に盛んに行われている。

したがって、むしろもともとの条文の地域商業的な問題点の課題設定をここでしなければならぬのではないかと。様々な地域の商店街ではなく、様々な地域商業の方の連携の中から、この課題を解決していくという論理でなければ、例えば地域内経済循環の問題とか、中心市街地の活性化というところに実際に波及していくことが難しいのではないかと。

もう1点、違和感があるのは第27条「市町村への協力」。

そもそもの基本理念のところでも、市町村など様々な機関の相互の「連携」と書かれているが、ここでは市町村への「協力」という形になっている。

多分、県は広域的な行政を行うから、もともと広域的なスタンスはあり、その上で、各地が取り組んでいるものへの協力、というロジックだと思うが、現在、各市町村で行っているもの、県で行っているもの、広域で行っているもの、その相互の連携がなければ、例えばクラスター的な話も多分できないだろうと思う。

そういう意味では、県から市町村への協力というロジックではなく、広域的に、双方向の連携であるとか、協働であるとか、そういう考え方が基本になれば、地域における産業的な地域資源を活かしていくということにつなげられないのでは。そういう意味では、市町村への「協力」ではなく、市町村との「連携」・「協働」とか「広域」というキーワードが入るべきではないかと思う。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

1点目の商店街の関係は、現在は商店街という語になっているので、指摘のあったような形、例えば様々な地域商業の主体等との関係などの表現を加えた書き方にする必要があります。条例は一度制定すると、今後県民の指標となるものなので、時代に沿うような形での規定は確かに必要と思う。

2点目の市町村の関係は、現在は27条で市町村に義務を課さないような形で書いており、主体は県になっている。市町村と連携・協働となると、ある意味で市町村に責務を負わせることになるので、市長会、町村会と相談させていただき、どういう形にできるか検討したい。

(中村 委員)

確かに法規的なものもあると思うが、理念条例ということを見ると、地域を活性化させる理念を明確に書かなければいけないのではないかと思う。

(関野 委員)

前文で2点ほど話したい。

1点目は、「住民」とあるが、この文言はここしか出てこない。後はみんな「県民」なので、これは「県民」の誤りではないか。

もう1点は、最初の一文の文言について。

素案のときは、産業政策という位置付けではなく、もっと広い、産業振興というものと、社会を構成していくという2つの視点があったと思う。

ここだと、長野県の「産業」という文言が入ってきた。ややもすると中小企業振興だけなのか、産業だけなのか、もっと言うと中小企業は社会を構成している重要な役割を持っており、地域文化の継承をしているところもある。地域のいろんな安心・安全を支えている部分もある。そうすると、中小企業が長野県の発展の原動力とまで書くと非常に文言が大きすぎるという意見が出ていたので産業だけ、という括りは少し考えた方がよいのではないか。

一文目の言葉というのは非常に大事な意味を持っているのではないかと思う。

中小企業憲章の思想をもう少し噛み砕いて書いていただければと思う。中小企業憲章の中では、「中小企業は社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」ということがあり、経済活動だけではない、非常に大きな役割を持っているというところをきちんと前文の最初のところで書いてほしい。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

中小企業憲章においては、「中小企業は社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」という表現があり、現在の私どもの前文も意見を踏まえて少し検討したいと思う。

(西澤 委員)

2つほどある。断腸の思いで前文も随分短くしたのでと思う。

その中で、小さい企業ではあるが経営していて、今日も社員への終礼で話したことは、常に時代の変化に対応していかなければ生き残って行かれないので、いろいろな経営革新をしている、ということ。

前の素案の「常に時代の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦していくことができる」という一文は、どのような理由で割愛されたか、その理由をお聞きしたい。とても大事な表現だと思うので。

もう1つ、県民「一人一人」は「一人ひとり」ではないか。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

1点目は、前文が長いという指摘でやむを得ず切ったところ。

2点目は、法規的には「一人一人」が正しいとのこと。

(萩本 委員)

2つある。1つは、県産品を使いなさいという言葉が入っているが、この言葉には少し違和感がある。経過を知らずに申し上げるが、取引はより広域になりグローバルだと言われている経済状況の中で、意味は何となくわかるが、取引を県産品に敢えてここで謳いこむことに対する違和感、むしろ破天荒に、どこからでもどういうことでもいいと、むしろ大らかに煽ってやるのが趣旨だと思うのだが、何か制約事項が多いという意味で違和感を覚える。

2つ目は、「連携」とか「協働」とか「支援」とかいう言葉がたくさん出てくるが、私は地域でいろんな仕掛けごとを実際にやっているが、何でもやってやるというのが、ではこれお願いしますと言うと、実はそれにはいろんな問題があつてと、ほとんどお断りいただくのが常。

理念の世界はいいが、具体的に何かをやらうとしたときに、それをつなぎ合わせる政策には何があるのか、今後どういう手立てでそこをつなぐのか、そこがわからないのでお聞きしたい。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

県産品の関係は、県の調達、また県民に対する意識をこの条例で進めていくことができるという考え方で規定させていただいている。

2つ目の「連携」「協働」「支援」については、確かに現実の対応においてはサポートできないことも多々あると思うが、私どもとしては県の姿勢をこの条例で明確にすることにより、県内中小企業の皆様のお役に立ちたいということで、それも私どもだけでなく、関係者にも協力を願うことで実行していきたいということ。

具体的な施策化についても、条例の施行以後、県としても施策の具体化を行っていく予定なのでご理解願いたい。

(矢島 委員)

2点ある。

1点目は第9条で金融機関等の役割とあるが、今、金融機関は、経営支援や融資の取組は当然であるが、それにもう1つ、いわゆる成長や、中小企業育成への取組の強化が最大のミッションになっている。

どちらかというところ「経営の向上及び改善の支援、融資に努める」という受身の記載なので、より積極的に、特に中小企業の皆様の成長や育成をお手伝いしていくというような形で文言が入ればと思う。各金融機関とも同じスタンスでいると思うのでお願いしたい。

もう1点は、第21条の観光産業等の振興の中で、国内外からの誘客の促進、インバウンドのコメントがあるが、一方、特に企業立地の定着の中で、長野県の移住の部分、

企業は立地だが、是非、従業員の方も外から入って来てほしいということがあり、企業の定着に合わせて従業員の方も含めて、県民を増やすような形のコメントが入るようであれば、総合的に定着が進むのではないかと。

(小澤 委員)

県産品の利用については、長野県ものづくり産業振興戦略プランの中で、中堅企業が新しい分野に一步踏み出したときに、地域の中小零細企業が使ってもらえるような、ランクアップをしようということが知事の構想にあったと思う。

まさにその意味をここでは言っているわけで、是非、中小零細企業の方も、県内の皆さんにしっかりと使っていただけるよう共に取り組み、それを県が支援していくという意味合いを込めた。

(根橋 委員)

条例の検討に委員として関わらせていただき、働く側の視点で中小企業の振興をどう考えるかということで、いろんな条文を盛り込んでいただいたが、全国の都道府県の振興条例を見ても、ここまで労働側の関与を盛り込んでもらっているものはないと思うし、第1回審議会でも申し上げたとおり、労働側も求めるだけでなく、企業の成長、中小企業の発展を、ともに将来を語る存在として、どう関わられるかということ、今、色濃く取組の中に出しており、こういった文言を入れさせていただいている。

先ほど人材育成の話もあったが、我々の取組の中に、エンプロイアビリティ（雇用されうるだけの能力）、働き続けられる能力を、企業の皆さんの求める人材像を明確にしながら、働く側の立場としても、従業員に対して求めていく取組を進めているところ。

また、チェック機能の強化では、CSR（企業の社会的責任）の視点で、製品や提供に関わる働くものの立場としてのチェック機能の強化や、ステークホルダーとしての目配りも、我々の大きな役割だと思っており、そうした中で、条例の中で提案させていただいたので、まずは理解をいただきたい。

いろんな意見が取り入れられており、資料5の一人一人が「生き生きと」を入れていただいているが、「活き活きと」とできないか。

(小出 委員)

第20条に地場産業の振興を盛り込んでいただきありがたい。食品のおやきも郷土食なので、継承ということが深刻な問題となっており、こういう条文を設けていただきありがたい。

あと、先ほど人材育成について三浦委員からお話があったが、自分の経験からしても、グローバルな視野を育てるという意味では協力が必要だと思うので、条文を検討していただきたい。

(水本 委員)

中小企業ということで、ものづくりやメーカーが中心であったが、そこへ長野県の

重要な産業である観光あるいは農林産業等の項目を設けていただきありがたい。

それと、前文は、まだ長いと思っている。あまり長すぎると、次に読んでいく気がしないということがあるので、もう少し短くならないかと思う。

(市川 会長)

委員としての立場から言うと、中小企業の活性化なり支援ということなので、県の「責務」、金融機関等の「役割」とある中で、中小企業者の「努力」だけでよいのか、中小企業自身も「責務」でなければいけないのではないか。我々中小企業も自分自身で努力しなければいけない、ということであれば中小企業者の「責務」としてもよいのではないか、という感想を持った。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

他の道府県の状況を見ると、「努力」が17団体、「責務」が5団体で、趨勢は「努力」であり、法規担当部署との調整の中でも「努力」でよいのではと考えているが、意見を踏まえもう一度検討したい。

(市川 会長)

我々中小企業には責任があるのではという思いが常にあるので、県に責務があるのなら我々に責務がなくてもよいのかという違和感がちょっとしたので。訂正していただかなくてもよいが、検討願いたい。

(関野 委員)

法的な縛りのようなものをすごく感じる。それは法規担当部署とのすり合わせの後、出てきたような気がする。何々法の何々とか、そこまで書く必要があるのかという感じを受ける。

この振興条例という中ではとても違和感を覚えるし、縛りのところが非常に強くなった感じ。もっと大局観でものを見て行く視点が大事ではないか。

詳細に法律に整合性があるということも大事だとは思いますが、これは理念的なものなので、もっと大きな視点で見ることが必要ではないか、全体的にそんな感じを受けた。

例えば、学校教育法、教育機関等などは、教育をやっているところならどこでもよいのではないか。学校教育だけでなく社会教育など広い意味で教育をとらえたらどうかという感じもする。職業能力開発についても、「公共」職業能力開発施設とあるが、「私設」の施設もあるので、ここで縛りかけるのはどういうことなのかという違和感がある。

(吉澤 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

県として条例を出すには法規担当部署のチェックを受けなければならない、こちらの考え方と違う部分もあって今も調整をしているので、今いただいた意見を踏まえ、どこまでできるか調整させていただきたい。

(萩本 委員)

申し添えたいが、この前文を読んだときに、本当に何か息苦しいという雰囲気がある。長野県に行って、長野県で起業すると面白いぞというようなワクワク感が全然見えてこない。この県をもっと元気な県にしようというのが大前提なので、新しい仕事をするならあの県へ行ってしようというという雰囲気がほしいと思うが、すごく縛りの多い文章だというのがずっと読んでの感想なので申し上げた。

(市川 会長)

表現の仕方だと思う。少し検討を。

他に何かあるか。無いようなので、これを元として、もう一度事務局で検討させていただき、条文案として進めさせていただければと思うがよろしいか。

以上で議事を閉じさせていただく。協力に感謝する。

(青木 産業政策課企画幹)

長時間に渡る審議に感謝申し上げます。閉会に当たり太田商工労働部長から御礼申し上げます。

(太田 商工労働部長)

本日は年末のお忙しい中、出席をいただき御礼申し上げます。

昨年9月の本審議会の開催以来、本年6月、そして本日と計3回の審議会において、中小企業振興条例の制定に向けて審議いただいた。

また、小澤部会長をはじめとする5名の条例検討部会の委員におかれても、昨年12月、本年3月及び10月と計3回にわたり議論いただいた。

そして本日も、内容的に非常に有意義な示唆をいただいたと思っている。

その中でも、義務規定や文言の部分で、若干、県民の方が見たときに違和感があると思われる部分が残っているので、今後とも調整させていただきたい。

冒頭、スケジュールで申し上げたとおり、この後、本日の議論を踏まえて内部で法規等との調整を行い、最終的には来年2月県議会に上程したいと考えている。これまでの皆様の努力に感謝申し上げますとともに、条例はこれで案をまとめるが、それ以外の中小企業の振興そのものに関わることについて、皆様の意見を引き続き賜りたいと思っているので、是非よろしくお願い申し上げます。

(終了)